

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次の通り提案書の提出を求めます。

平成29年7月13日

世田谷区

1 業務概要

(1) 契約予定件名

(仮称) 世田谷デジタルミュージアム要件定義支援業務委託

※平成30年度に(仮称)世田谷デジタルミュージアム構築を予定している。

(2) 目的

世田谷区の文化財に関連した情報を一元的にわかりやすく情報発信するために、ICT技術を活用した情報発信のしくみ「(仮称)世田谷デジタルミュージアム」を構築し、広く区民への情報発信に努めるとともに、子どもたちの学習支援の仕組みとしても活用を図る。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や国際化の状況なども踏まえ、多言語化やバリアフリーにも配慮した仕組みとし、こうした情報が現場の文化財と簡便に結びつく仕組みとしてICTタグの活用なども視野に入れたシステムを構築する。

平成29年度は構築に先立つ要件定義を行い、平成31年度からの本格稼働を目指していく。

(3) 業務内容

平成30年度の(仮称)世田谷デジタルミュージアム構築に向けた要件定義を行う。

詳細は、「(仮称)世田谷デジタルミュージアム要件定義に関わる提案依頼書」を参照すること。

(4) 履行期間

契約締結の日から平成30年1月31日まで

(5) 提案限度額

2,000,000円(税込)

※提案限度額は、(仮称)世田谷デジタルミュージアム要件定義支援業務委託のみに係る費用である。

※なお、平成30年度に構築を行う予定である。構築の際は本件の事業者と引き続き契約を行う予定であるが、本件の契約の履行状況を踏まえた上で、事業者を選定する。

※平成30年度の構築は、本件構築にかかる予算が区議会で議決を得ることを条件とする。

2 参加資格要件

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）に該当しないこと。
また同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 東京都内に本社もしくは支店または営業所のいずれかを置いている企業であること。
- (6) 情報処理業務について、東京電子自治体共同運営・電子調達サービスにより定められた共同格付による等級区分がC以上であること。
- (7) 以下のうち、1つ以上を満たすこと。
 - ①文書情報管理士1級以上を取得している者が1人以上いること。
 - ②過去に文化財を総合的に管理するシステムを提案し、導入されたことがあること。
 - ③過去に文化財を総合的に管理するシステムの構築を行ったことがあること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

参加資格の可否については、確認が出来た都度、招請通知により通知する。
(最終通知期限平成29年7月24日(月))。

4 手続等

(1) 担当所管

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号(第2庁舎3階)
生涯学習部生涯学習・地域学校連携課
担当 仙田、大谷

電話 03-5432-2726 FAX 03-5432-3039

メールアドレス：SEA02059@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書等の交付について

交付期間 平成 29 年 7 月 13 日（木）から平成 29 年 7 月 20 日（木）まで

※期間中の受付は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土日、祝日を除く。）。

交付場所 (1) に同じ

交付方法 (1) の窓口及び区HPで配布

(3) 参加表明書等について

提出書類 ・参加表明書

・参加資格要件を満たしていることがわかる書類一式

・法人概要（パンフレット）

※各 1 部

提出期限 平成 29 年 7 月 20 日（木）午後 5 時まで（必着）

※期間中の受付は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土日、祝日を除く。）。

提出場所 (1) に同じ

提出方法 (1) まで直接持参又は簡易書留郵便で郵送

(4) 企画提案書等について

提出書類 ・事業所の概要及び実績に関する書類

・提案書

・見積書

提出期限 平成 29 年 8 月 22 日（火）午後 5 時（厳守）

※期間中の受付は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土日、祝日を除く。）。

提出場所 (1) に同じ

提出方法 (1) まで直接持参（郵送不可）

提案内容 「(仮称) 世田谷デジタルミュージアム要件定義に関わる提案
依頼書」のとおり

なお、提案書等書類一式と併せて、提案書データ（PDF 形式）及び見積書金額の内訳データ（Excel 形式）を電子媒体（CD-R または DVD-R 1 枚）に格納の上、別途提出すること。

5 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

「(仮称) 世田谷デジタルミュージアム要件定義委託事業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会にて審査する。

①審査方法

「(仮称)世田谷デジタルミュージアム要件定義支援業務」委託事業者選定要領」及び「採点基準表」に基づき、第一次審査、第二次審査を通じて総合的に審査を行い、得点の最も高い事業者を契約候補者として選定する。

ア 第一次審査

第一次審査提案者の中から、提案書、見積書により総合的に審査を行い、上位の3社程度を選定する。

イ 第二次審査

選抜した提案者を招請し、プレゼンテーションを行う。選定委員は「採点基準表」を基に、プレゼンテーションについて審査を行う。

(2) 審査基準

- ① 提案概要に関する事項
- ② システム機能に関する事項 (資料管理)
- ③ システム機能に関する事項 ((仮称)世田谷デジタルミュージアムウェブサイト)
- ④ システム構成に関する事項
- ⑤ 情報セキュリティ対策に関する事項
- ⑥ 実施体制・プロジェクト管理に関する事項
- ⑦ システムの運用及び保守に関する事項
- ⑧ 見積金額の妥当性

(3) 審査結果の通知

選定結果は、9月中旬頃に通知する。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 契約保証金 免除
 - (3) 契約書作成の要否 要
 - (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 有
 - ・(仮称)世田谷デジタルミュージアム構築委託
- ※上記構築委託は、本件構築にかかる予算が区議会で議決を得ることを条件とする。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口
項目4(1)に同じ。

- (6) 参加事業者から文書により自社の評価結果について説明依頼がある場合は、提案書が特定された理由又は特定されなかった理由の説明として、当該事業者の順位、総得点及び採点基準項目ごとの得点を情報提供する。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表する事ができる。
- (8) 提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (9) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (10) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
- (11) 提案者から出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (12) 詳細は説明書による。